

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会（第 23 回）
議事要旨

1 日時

平成 24 年 9 月 13 日（木）18 時 00 分～19 時 10 分

2 場所

総務省 第 1 特別会議室（8 階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員会構成員

相田 仁（主査）、浅見 洋、清水 博、持磨 裕之、森川 博之、渡辺 武経

(2) オブザーバ

大久保 明（（独）情報通信研究機構 理事）

(3) 事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

杉野 電気通信技術システム課長、森下 番号企画室長、飯倉 安全・信頼性対策室長、根本 課長補佐、柴田 課長補佐、清水 課長補佐

4 議事

議事に先立ち、前回の委員会の議事要旨（案）について、意見等がある場合には 9 月 20 日（木）までに事務局に連絡していただくよう説明があった。

(1) IP ネットワーク設備委員会報告（案）について

■事務局より、資料 23-1、資料 23-2 及び資料 23-3 に基づき、「IP ネットワーク設備委員会報告（案）－IP 移動電話端末の技術的条件等」に寄せられた御意見及び意見に対する IP ネットワーク設備委員会の考え方（案）について説明があった。主な質疑応答は次のとおり。

○識別音の挿入に関する委員会の考え方（案）の記述が複数箇所に見られ、それぞれニュアンスが異なるように見受けられるので、文面を統一するべきではないか。

→識別音に関しては主旨が異なる御意見があり、それぞれの御意見に応じた記載をしているが、記述をそろえるようにしたい。

○競争政策、ユニバーサルサービスに関する御意見に対して、「直ちに競争上の問題となるものではない」や「現時点でユニバーサルサービスの定義を見直す必要はない」など、IP ネットワーク設備委員会としてやや踏み込み過ぎている表現があり、技術的事項について検討を行ってきた当委員会の考え方としては適切ではないのではないか。

→品質検討アドホックグループでは、新たに技術基準を見直したのではなく、既存の技術基準に適合するかどうかの確認を端緒に検討を行った。競争条件を変更するような新たな制度見直しをしたわけではなく、直ちに競争上の問題となるものではないと記述している。また、ユニバーサルサービスの定義の見直しについては、そこまで言及しない表現に留めることとしてはどうか。

→客観的に明らかな事実であれば、「競争」などの記載があってもよいと考える。

○資料 23-3 の 20 ページに、自社が提供するサービスの輻輳対策を他社により提供されるサービスに依存することは適切ではないという旨の記述があるが、このような判断は申請があった際に個別に下すべきであって、その詳細が分からぬ段階で適切でないと言い切ることは不適切ではないか。

→一般的に安定品質の確保に関する新たな対策については事業者自らの責任において講じられるべきものであるが、今の段階でその判断をすべきでないということであれば、他に適切な表現を検討する。

○資料 23-3 の 3 ページや 5 ページに「電気通信事業者に過大な負荷をかけることなく実施できるものであるか、検討されるべき」と記述があるが、その主体が明らかでない。資料 23-1 の委員会報告（案）によると、長いスパンで検討していくがあるので、今後の検討の参考とさせていただくという表現ではどうか。

→委員会の中でどこまで検討すべきかということも議論になるため、このよう幅を持たせた記述になっている。

→資料 23-1 の委員会報告（案）60 ページに合わせるならば、強制規格として適切ではない言い切ってもよいのではないか。

→委員会での検討の可能性を示唆する御意見もあるので、検討そのものを排除すべきではないと考える。資料 23-1 の委員会報告（案）64 ページには、中期的な認証の在り方として B 案を含め検討することが適当とされている。

→今後の検討の参考にするなど表現を検討する。

■資料 23-1 については、原案のとおり委員会報告として承認され、9 月 27 日に開催予定の情報通信技術分科会で報告することが了承された。

■相田主査より、資料 23-3 については、これまでの議論を踏まえ、修正案をあらためて委員会構成員に提示し、20 日（木）まで意見等を受け付ける旨連絡があった。また、提出された意見を踏まえた資料 23-3 の修正については主査に一任することが了承された。

（2）その他について

事務局より、今後のスケジュールについて説明があった。

以上